

三重中央開発㈱エネルギープラザ建設事業に係る環境影響評価準備書についての意見書

関係機関名：伊賀市

番号	意見等
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭について、現在当市は特定悪臭物質による規制であるが、臭気指数による調査及び評価も行うこと。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低周波については規制基準がなく、健康被害等との因果関係資料も少ないので、測定結果については最新の資料等を用いて慎重に判断すること。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中及び施設供用後の車両増加に伴う大気及び騒音・振動の影響調査に加えて、周辺道路の交通状況の変化（渋滞予測等）も考慮すること。また、工事に起因する濁水が周辺河川に流出することがないように配慮すること。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 51 条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）のただし書きに定められているとおり、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、産業廃棄物処理施設の場合は三重県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設の場合は伊賀市都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合において、新築・増築が可能となるため、施設建設の際には所定の手続きを行うこと。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと風景づくり条例に基づく届出をすること。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に起因し、周辺地に災害が発生しないよう防災措置を講じること。